

令和6年厚岸町議会第4回定例会

令和6年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

招集期日		令和6年12月11日
招集場所		厚岸町議場
開閉日時	開会	令和6年12月12日 午後 3時30分
	閉会	令和6年12月12日 午後 5時13分

1. 出席委員並びに欠席委員

議席番号	氏名	出席○ 欠席×	議席番号	氏名	出席○ 欠席×
1	竹田敏夫	○	8	石澤由紀子	○
2	室崎正之	○	9	桂川実	○
3	佐藤淳一	○	10	堀守	○
4	金子勇	○	11	杉田尚美	○
5	音喜多政東	×	12		
6	中川孝之	○			
7	南谷健	○			
以上の結果 出席委員 10名 欠席委員 1名					

1. 議場に出席した事務局職員

事務局長	議事係長	
亀井泰	佐藤浩之	

1. 厚岸町議会委員会条例第19条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭 靖	教育長	滝川 敦善
副町長	石塚 徹	教委管理課長	諸井 公
総務課長	布施 英治	教委指導室長	藏光 貴弘
総合政策課長	三浦 克宏	教委生涯 学習課長	車塚 洋
危機対策室長	四戸岸 育		
税務課長	鈴木 康史	監査委員	黒田 庄司
町民課長	渡部 貴志	監査事務局長	川越 一寿
保健福祉課長	早川 知記	農委事務局長	江上 圭
環境林務課長	真里谷 隆		
水産農政課長	高橋 政一		
観光商工課長	田崎 清克		
建設課長	堀部 誠		
病院事務長	星川 雅美		
水道課長	高瀬 順一		
会計管理者	塚田 敦子		

厚岸町議会第4回定例会議事日程

(6.12.12)

日 程	議 案 番 号	件 名
		(令和6年度各会計補正予算審査特別委員会)

厚岸町議会 令和6年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

令和6年12月12日
午後3時30分開会

●委員長（佐藤委員） ただいまから、令和6年度各会計補正予算審査特別委員会を開会いたします。

早速審査を進めてまいります。

初めに、議案第75号令和6年度厚岸町一般会計補正予算を議題といたします。

1ページ、第1条は、歳入歳出予算の補正です。

2ページから4ページは、第1表 岁入歳出予算補正です。

8ページ、9ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

10ページの歳入から進めてまいります。

進め方は、款、項、目により進めさせていただきます。

10款1項1目国有提供施設等所在市町村交付金。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 15款使用料及び手数料、1項使用料、6目土木使用料。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 2項手数料、4目農林水産業手数料。ございませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 2目民生費国庫補助金。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 3目衛生費国庫補助金。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 4目農林水産業費国庫補助金。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 6目土木費国庫補助金。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 7目消防費国庫補助金。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 8目教育費国庫補助金。ございませんか。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 3項委託金、1目総務費委託金。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 17款道支出金、1項道負担金、2目民生費道負担金。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 2項道補助金、1目総務費道補助金。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 3目衛生費道補助金。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 4目農林水産業費道補助金。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 5目商工費道補助金。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 7目消防費道補助金。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 8目教育費道補助金。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 3項委託金、6目土木費委託金。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 7目教育費委託金。ございませんか。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 18款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 2項財産売払収入、2目生産物売払収入。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 19款1項寄附金、8目消防費寄附金。

2番、室崎委員。

●室崎委員 ここで大変素人的な質問で申し訳ないのですが、この企業版ふるさと納税というもののシステムについて簡単に説明をしていただきたいのですが。

●委員長（佐藤委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

この企業版ふるさと納税でございますが、まず、企業が寄附を行った場合に法人税、課税関係から税が控除になるということでございます。これがまず認められるのは、まず町といたしましては、地方創生プロジェクト計画という地方再生計画を内閣府に出して、これが認められた段階で厚岸町がその額を載せまして、企業がその計画に基づいた

内容に、この企業版ふるさと納税ができるということでございます。厚岸町としては、令和3年3月31日に内閣府から厚岸町の認定が下りたということで、昨年の令和4年から企業版ふるさと納税ということで、こちらのほうを公表いたしまして寄附を募っているということでございます。

●委員長（佐藤委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 今の話を聞いていると、受けるほうに資格があると。厚岸町がこうこうこうだから認定を受けた。それで企業版ふるさと納税を受け取ることができるよということになったので発足したと。そういう話なのですが、出すほうについては、町外の企業でありさえすれば誰でもいいのですか。

●委員長（佐藤委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） 委員おっしゃるとおり、町外の企業であれば、厚岸町のほうには企業版ふるさと納税ということで寄附はできるということでございます。

●委員長（佐藤委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 ちょっと心配なのは、善意の塊で厚岸町に応援しようと思って寄附をしてくださる企業だと思うのです。今回も名前が載っているのは。説明書のほうに名前が載っていた。ただ、非常にうがった見方をする人は世の中にいるわけです。そして、何かあるから厚岸町に寄附しているのかというようなことをされたのでは、せっかく寄附してくれた方に対して非常に申し訳ないことになるわけですよね。だけれども、世間というのは常に色眼鏡で見ますから、そのあたりの公正さというか、透明性というか、その担保をきちんとしておかないと、せっかく厚岸町に寄附してくれて、痛くもない腹探られたのでは身も蓋もないですね。そのあたりは町としてはどういうふうに考えているのか。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

個人版のふるさと納税、そして今回は企業版であります、同様なのですが、個人でもそうだと思うのですが、企業もなおそのほうは求められます。というのは、ふるさと納税を出すことによって、企業に何か利益があるのではないかというような考え方。また、他人が見て、何かそういうことが目的ではないのかと疑われるような企業等もあるやに承っております。当議会でも問題になったことがあります、企業についても。そういうことはやはりないと。我々は善意をもって厚岸のために寄附をするのだという気持ちで企業は出しているものであると、協力をいただいているものであると、そのように理解をしております。

●委員長（佐藤委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 全くそのとおりなのです。全くそれはそのとおりなのです。ただ、せっかく出していただいた方に、妙な目で見られるようなことがないような、何というのかな、制度的補償というか担保というか、そういうものをやはり町としては考えておくべきではないかと。そして、何か変な話があったときには、そんなことありませんと、これはこういうふうにやって運用しているのですからというものをきちんと最初から作っておかないと、本当に善意でもって厚岸町に応援してくださった方に、片腹痛い目に遭わせるのであれば、これは失礼だなと、そういうふうに思いました。制度として元々そういうものがあるのならいいのだけれども、そうでなければ厚岸町としてはこうこうこういうような方から頂くのだと、こういう人は排除しますということを最初からきちんと入口のところでやっているのですというようなものは必要ではないかなという気がしたのですけれども、そのあたり、ご検討いただければありがたいのですが。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） 寄附を頂いた方々の内容を見ますと、本当に善意で寄附をしていると認められるものあります。ということは、厚岸に昔からお世話になっているのだと、そういう上において企業としての協力を申し上げたいと、応援をさせていただきたいという内容不悉の寄附も頂いているところでございます。そういう企業、厚岸に大変お世話になっているということの恩返しと言いましょうか、そういう気持ちをもって寄附をする企業と、それからふるさと納税を始めたから初めて協力、応援をしていただく企業も当然あるわけですが、やはりそういう、何と言いましょうか、疑われるような寄附については、やはり当然、我々はお断りしなければならない、そのような気持ちでお受けをいたしておりますので、ご理解いただければと思います。

●委員長（佐藤委員） 他に、8目ございませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

21款1項1目繰越金。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 22款諸収入、6項雑入、2目過年度収入。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 3目雑入。

7番、南谷委員。

●南谷委員 3点ほど、ここでお尋ねをさせていただきます。

まず1点目なのですけれども、雑入の中でふるさと納税、未受領返礼品分収入127万6,000円。提案理由の説明書を見たのですけれども、よく分かりません。それで、分かるように説明してください。

●委員長（佐藤委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） ふるさと納税の雑入に関する部分です。簡単にというか、できるだけ分かりやすく説明させていただきます。

本来、ふるさと納税、インターネットを介してふるさと納税を行う場合、いろいろな自治体や、そこでの返礼品や何かが出ているところから申し込んで、そして例えば1万円の寄附を厚岸町にしたいと、そして1万円の寄附で得ることができる返礼品、例えば牡蠣の15個のセットというような形で厚岸町に1万円の寄附、そして返礼品は15個入りの牡蠣というような形で決済処理を進めていきます。これが通常のやり方です。ただし、今回ここで計上になっているものにつきましては、今既に、この受付方法はなくなってはいるのですけれども、厚岸町に1万円の寄附をします。そして、返礼品は取りあえずポイントで受け取ります。そして、そのポイントというのは、好き勝手に使えるものではなくて、この申し込んだサイトのみで使えるポイント、すなわち厚岸町の1万円の寄附で得た、例えば1,000ポイントと、浜中町の寄附で得た1,000ポイント、合わせて2,000ポイントでもらえるものをもらいましょうかというやり方もできますし、1,000ポイント、厚岸町であるところ、私は今は牡蠣は例えればいらないので、年明けに物をもらいたいから、そのときにこの1,000ポイントを使って返礼品を選択しますというような実はサイトがありました。これがポイントでの返礼品の交換ということをやっていたサイトであります。実はこのサイトが、多分、使い勝手が利用者からは悪かったのだろうなと思います。サイト自体が閉鎖になりました。そして、ポイントのみが残っていた方々、これにつきましては、しっかりとポイントがまだ使えますよと。サイトは終わってしまいましたけれども、いついつまでそのサイトから返礼品のみを申し込んでくださいというようなことをやっていたのですけれども、最終的には申込みの期限を過ぎても、このポイントが使われていなかった、厚岸町に寄附をした方々の分のポイントが使われなかつたと。このポイントをどうしましようかというところで、お金に換算して、そのままどこかにやるのではなくて、本来ならば厚岸町の返礼品という形で受け取るものを受け取らなかつたということですから、要は返礼品の必要なない単なる一般的な寄附扱いというようなことで、余ったポイントがお金に換算して、この百二十何万円というのがこのたび厚岸町のほうに入ってきたというような中身になります。

●委員長（佐藤委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 受けるのはいいのだけれども、将来、戻してくださいと、何人か発生しないのかどうか。いやいやという、その辺の心配というのではないのでしょうか。

それから、こういうことはもう、先ほどの説明ですと、今回で終わりと、今後なくなつたから将来は発生しないと、こういう理解をさせていただいた。いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） このサイトにつきましては、もちろん受付の窓口として、そのサイトの会員になって、そしてそこから申し込んでいるというのがありますので、厚岸町には何ら非がないと。仮にもし何かがあったとすれば、そのサイトを運営していた会社側に何らかのことが発生するだろうと。ただし、実はこのサイト自体は、令和4年の段階でサービスを終了と。その後、かなりの期間を、取り替えられるような猶予期間という形で設けて、常に寄附者側のほうに案内をしていたということがありますので、その後、出てくるといったようなことは、厚岸町に対してお金を返せと言ってくるようなことというのないものと考えられます。

また、このサイトと類似するサイトは、今現在、一つもありませんので、このような形で予算計上になるのは今回が最後というふうに思っております。

●委員長（佐藤委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 二つ目に行きます。

過年度退職手当組合追加負担清算金1,219万5,000円。退職金だからこのくらいの数字は普通なのでしょうけれども、私にすればちょっと大きい数字だなと思います。提案理由の説明書を読ませていただいたのですけれども、もう少し具体的に説明できる範囲でお願いします。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） お答えさせていただきます。

この退職手当組合の負担金なのですが、今回清算となりますが、4年度分、5年度分として払った部分、こちらから負担金として払った部分に対しまして、4年度、5年度で退職金を支払った額との精算額になります。それが、4年度、5年度で実際支払ったのが、こちらが納付金、納付金で支払ったのが3,600万5,592円。それに対しまして、実際退職金として支払われたものが2,380万9,669円で、その差し引きが今回清算されまして、戻つてくるのが1,219万5,923円でして、予算としては1,219万5,000円というような計算になっております。

●委員長（佐藤委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 次にまいります。

下から2番目の工作物損失補償金41万2,000円、この内容について説明をしてください。

●委員長（佐藤委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 41万2,000円の説明をさせていただきます。

これにつきましては、国道44号線の厚岸尾幌糸魚沢道路建設工事にかかる工作物の撤去補償費となっております。この工作物というのは、具体的にはごみ処理場のごみ焼却時に焼却炉から発生する煙の温度を下げるために霧状の水を吹きかけるために使用していた施設でございます。現在は、ごみ処理場、今焼却ございませんので、その撤去という内容になっているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 撤去をしたから、どこからどういうふうに来るのかが。41万2,000円が今言うように焼却炉だったと、受けているわけでしょう、ここで。どこから41万2,000円入ってくるのですかというのを説明がないのですけれども。ごみ処理場を撤去、言っている意味分からぬか。

●委員長（佐藤委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） これにつきましては、釧路開発建設部から入るというふうになっております。

●委員長（佐藤委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 開発建設部で何でこれを無駄になったのか、その辺をきちんと説明してくれないと、お宅の頭では全部見ているかもしれないけれども、僕は聞いているだけで、かいづまんとことことここは言っているけれども、ごみの焼却炉の水蒸気の出し口の施設があったと、その撤去費用だと。聞いたら開発のですと。何で開発はそれを撤去する原因になったのか、その辺をきちんと説明してください。

●委員長（佐藤委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 大変失礼しました。

この雑用水の取水施設につきましては、道路建設工事において、その場所、そのある場所がちょうど道路の支障になるということで、それを撤去するということで、その撤去の補償費と、41万2,000円となっているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 他に、3目雑入、ございませんか。

(なし)

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

23款1項町債、6目土木債。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 7目消防債。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 8目教育債。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、18ページ、歳出に入ります。

1款1項1目議会費。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 3目職員厚生費。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 4目情報化推進費。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 5目交通安全防犯費。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 9目会計管理費。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 10目企画費。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 11目財産管理費。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 2項町税費、1目賦課納税費。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 3項1目戸籍住民登録費。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。ございませんか。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 2目心身障がい者福祉費。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 4目老人福祉費。

8番、石澤委員。

●石澤委員 ここで心和園のことなのですが、心和園の設備。今、心和園ってお風呂とか何とか見ましたのですが、今の状態で増設した部分のエコ給湯が壊れているという話を聞いたのですが、それはどういうふうになっているのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） ご説明いたします。

心和園の施設設備で、実は僕も本日、今朝聞いたことですが、心和園のほうでは、平成22年に増設をしたユニット、それから厨房の部分につきまして、エコ給湯という温水システムを使用しております。いわゆる厨房のお湯、それからお風呂のお湯について、

この電気給湯器で給湯を行っている状況で、これについては春から厨房のほうのエコ給湯については、ちょっと小型なのですけれども、春から、1基、2基あるのですけれども、それぞれにちょっと修繕がかかっていて、修繕を行った状況となっております。先日、もう一つの少し大きめのお風呂のほうのエコ給湯が故障しているということで今朝報告を受けた状況です。これが直ちに修繕しないと使えない状況なのか、それから見積、幾らくらいになるのかというのを今確認を取っているところですが、今現在そのことでお風呂に入れないというふうにはちょっと聞いてはいないので。ただ、修繕を行う部品が今ないので、修繕にはちょっと時間がかかりそうというふうに報告を受けているところです。

●委員長（佐藤委員） 8番、石澤委員。

●石澤委員 部品がないということでしたよね。それで、デイサービスとか、そっちのほうからお湯、デイサービスでお風呂に入れたりしながらやっているということなのですけれども、きちんとお風呂の機能も大事だし、お湯が使えないということで、利用者さんがすごく大変な思いをしているようなので、この前もクラスターが起きたような状況があったりするので、この部分の修繕とか、それからその部分で使えるようなことはやらなければ駄目だと思うのですが、それについてどうですか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

施設における入浴行為というのは、大変重要な、心身の清潔、それから衛生的に必ず必要なもので、それを行えないというわけにはいきませんので、使用ができないとなれば直ちに修繕を行う。もしくは代替である程度、期間を保てるようであれば、改めて予算等を確保しながら行うか。いずれにしても入浴ができないということにはならないように対応していきたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 10番、堀委員。

●堀委員 私も同じページで敬老会についてお伺いいたします。

敬老会の補助金34万円が減額ということなのですけれども、敬老会のこの補助金というのは、恐らく1人当たり2,500円、割り返すと大体136人分が減ったような計算が立つののですけれども、対象何人、計画で今回、実績で8月末時点での恐らく対象といったものがもう既に終わった中での今回のこの実績での減だというふうに思うのですけれども、何人から何人で136人が減ったのか。

また、敬老会の記念品とか自治体単位で大体やっているところが多いと思うのですけれども、自治会のない地区の対象のお年寄りの方々というものには、どのような対応を本年度されたのか、これについてお知らせください。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

ご指摘のとおり、136人分の減額となります。元の数字、予算の人数ですが2,641人が当初予算の人数になります。ここから支出、各補助金を支出した結果、2,505人分が支出となりまして、差し引きの136人、金額として34万円の減額という予算でございます。

これは最終的に29自治会と、それから心和園、それからグループホーム合計の31団体から対象人数分の申請をいただいて、それに2,500円を掛けて支出をしているというような状況となっております。

なお、さらに現在は有明、それから奔渡南、自治会での実施ができないという状況に対応しまして、当初予算で、これは補助金ではなくて敬老会の記念品ということで当初から予算計上しているのですが、有明地区、それから奔渡南地区、さらには自治会未加入分、70歳以上の方全員の人口に対して、自治会から上がってきた人数、これに差異が生じるのです、どうしても。その分の差し引きということで、有明地区、奔渡南地区、それから自治会未加入分ということで、合計84人分を当初予算2,500円で計上しております、これは一応今回の記念品につきましては、タオル一式という形で、うちのほうで購入しまして配布をしているというような形で、基本的には70歳以上の方全員が記念品等を受け取れるような形に対応しているという状況となっております。

●委員長（佐藤委員） 10番、堀委員。

●堀委員 まず、自治会のないところ、タオルをという。これはそうすると、職員の方々が1軒、1軒尋ねて、手渡しでお渡しをしたということの理解でいいのかなというふうに思いました。

それで、敬老会のほうなのですけれども、1人当たり2,500円、前にも一度言ったことがあるのですけれども、この2,500円が何十年続いているのだというふうに私言ったこともあると思うのですけれども。例えば、自治会の中では記念品として対象者に配るようなところもあります。また、何かしらの催しを開いた中で、そこで対象者が集まつた中でお楽しみ会なりというものをやっている自治会なりも、いろいろあると思うのですけれども。記念品、例えば今まで2,500円でお米券が5枚あれば、大体5キロのお米が買えた、1枚大体500円の中で5枚で2,500円で。そうすると、1軒当たり、ちょうど2,500円のお米券を渡すと、その家でお米5キロは買えたのですけれども、米が高くなってしまいました。もう2,700円、2,800円、5キロといった中では、現在、お米券でもらっても買えないという話になるのです。当然、差額を現金で払えば出るのですけれども。そして、他の自治体とかでもいろいろな記念品を工夫してやったりとかというものもあると思うのですけれども、こうやって物価とかもどんどん高くなっているといった中では、もう何十年も同じ2,500円といったら物の価値がどんどん下がっていくしかなくなってしまうのです。少しこら辺は考えてほしいなと。せめて300円くらいでも1人当たり上げてくれないと、自治会のほうとしても、配るほうとしても切ないし、

何とかそこは考えてほしいなというふうに思うのですけれどもいかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

現在、敬老会の実施形態、補助金の在り方等については、いろいろ現状に合わせて今のやり方でいいのかというようなことも問われているというふうに認識しております。それから、各地域に合った自治会がなくなってしまうというような地域も出てくることで、今までも形で実施ができなくなってきた。さらには、自治会においても、実は今回も直接自治会とやり取りしている中で幾つかお話を聞いているのが、やはり金額的にちょっと足りないのではないかということと、あとは自治会等の手間もかかるというところでは、今度は逆に対象年齢を70歳ではなくて、75歳以上にしてもいいのではないかというようなご意見も頂いたりしております。また、状況によっては、実はコロナ禍前ですと、各自治会において記念品の配布ではなくて、やはり一堂に集まってやっていた。お渡しするのが、2,500円の記念品ではなくて、お土産程度の物を用意して催し物を行うというような形がほとんどそういうことを実施していたのですが、コロナ禍を経過して、今現在、どれくらいそういう形に戻るのかなというところも私たち見てきた中では、ちょっと今年度についてもなかなか戻ってはいなくて、敬老会形式、集まって催し物を行ったというところが数えるほどの自治会という状況となっております。ただ、それは自治会それぞれのやり方ですとか、考えの中で行うことですので、そういうことについては状況を見ながら敬老会の補助金の在り方を考えていきたいなということで以前答弁をさせていただいた経過もございます。ただ、その間、しばらくはちょっと今の形で行いたいということもお話をさせていただいているが、今お話をいただいた部分では、特に食料費、燃料費等高騰している中では、切実に来年度に向けて金額をその分上乗せする必要があるのかなというところもちょっと考えると確かにという部分もございますので、新年度に向けて検討させていただきたいなというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 他にありますか。

11番、杉田委員。

●杉田委員 私も心和園の備品整備事業ということでちょっと確認したいのですけれども、今さらという感じもするのですけれども、心和園の換気はどのようにになっていますか。換気装置といいますか、換気構造といいますか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

心和園につきましては、構造体、建物がとても古い部分から、最新の部分でも平成22年増築部分、基本的に行う換気というのは、窓の開閉という形で行っております。ですので、特に暑いときには窓を開ける。それから、ただ、廊下が長く、ずっと長い空間と

なっておりますので、コロナ禍、感染対策として施設内を三つに区分できるように戸を付けて密閉できるような形にした上で、それぞれが換気を行うというような形を取っております。

●委員長（佐藤委員） 11番、杉田委員。

●杉田委員 今回の補正、新年度に向けて、ぜひ、今は窓を開けてというと気温もそうそう簡単に開けられるものではないと思いますので、新年度に向けてご検討いただければなど。換気扇というのですか、温度を変えずに空気の入れ換えができるようなものもあるかと、高額になると思いますので、新年度以降、ご検討いただきたいなというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 部分的に新しいところでは換気扇等が付いていたりというところも、古いところでも換気扇自体は、開閉自体、ちょっと原動で動くものか、単なる開け閉めかというのはちょっと確認できていませんが、ちょっとそんな実態、施設とも協議しながら対応を考えていきたいというふうに思います。

（「高齢の方もいらっしゃるので、温度、変化の少ないものあろうかと思いますので、ぜひご検討いただければと思います」の声あり）

●保健福祉課長（早川課長） 今年度はちょっと落ち着いたのですが、昨年度、暑かったこともあって。それから、なるべく感染対策としては空気を流すというのですか、大きな工場扇というのですか、大きい扇風機を複数台購入していただいて、常時回しながら換気も一緒に行うというようなことで、温度と、それから換気を対応しているというような現状ですので、そういったことも合わせて状況を聞きながら対応したいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 5目後期高齢者医療費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 7目自治振興費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 8目社会福祉施設費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 2項児童福祉費、1目児童福祉総務費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 2目児童措置費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 3目ひとり親福祉費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 4目児童施設福祉費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 5目児童館運営費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 4款衛生費、1項保健衛生費、1目衛生予防費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 2目健康推進費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 3目墓地火葬場費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 4目水道費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 5目病院費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 6目子ども医療費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 2項環境政策費、1目環境対策費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 3目廃棄物対策費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 4目ごみ処理費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 6目下水処理費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 5款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 3目畜産業費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 7目農業施設費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 8目農業水道費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 9目堆肥センター費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 2項林業費、2目林業振興費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 5目特用林産振興費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 3項水産業費、1目水産業総務費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 2目水産振興費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 3目漁港管理費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 5目養殖事業費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 6目水産施設費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 6款1項商工費、2目商工振興費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 3目食文化振興費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 4目観光振興費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 5目観光施設費。ございませんか。

8番、石澤委員。

●石澤委員 男子トイレの個室に対する質問をしたいのですが、よろしいですか。

●委員長（佐藤委員） これ補正予算だからね。

●石澤委員 観光施設とか、それからコンキリエは過ぎてしまったのですけれども、コンキリエの男子トイレの個室のことについて、ちょっと質問したいのですけれども。

●委員長（佐藤委員） 補正予算だから、新年度に向けて何とかこうとかというのは新年度予算でやってもらわないと。

●石澤委員 ちょっとお願ひしたいのですけれども。駄目でしょうか。

●委員長（佐藤委員） だから、今のやつが使い勝手が悪いとか、古いとか、何かそんなで新しくしてほしいとか、そういう質問ですか。

●石澤委員 いや、そうではなくて、そこに備品を置いてほしいのです。

●委員長（佐藤委員） 発言してください。

●石澤委員 すみません。ありがとうございます。

コンキリエのトイレのところにあったらしいのですが、サニタリーボックスってあるのです。使用済みの生理用品や尿漏れのパットなどを入れるやつが女性のトイレにはあるのですが、男性のトイレに付いていないのです。それで、体が病気でそういうのが必要になった人とかにとって、個室に入ったときに、そういう尿漏れパットなどを入れるもののがなくてとても困るという話が、観光で来た人から言われたことがあるみたいなのです。それを何とかならないかという話があったので、男子トイレの個室にこういう汚物入れというか、そういうものを設置しているところはあるのです。これからいろいろな形も来ますので、そういうものを設置することがあれば助かると思うのですがいかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 男性用の汚物入れという形になろうかなと思います。私もインターネットとかテレビの報道で見させてもらったこともあります。状況をちょっと施設管理のほうの部分も出てくるとは思いますが、ちょっと新年度に向けて検討させていただきたいというようなところです。

●委員長（佐藤委員） 8番、石澤委員。

●石澤委員 やはり、多目的のトイレに入ればいいのですけれども、そうではない場合もあるので、それも含めてよろしくお願ひします。

●委員長（佐藤委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 検討させていただきます。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

7款土木費、1項土木管理費、2目土木車両管理費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 2目道路新設改良費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 3目除雪対策費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 62ページになります。

3項河川費、1目河川総務費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 4項都市計画費、1目都市計画総務費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 5項公園費、1目公園管理費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 6項住宅費、1目建築総務費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 2目住宅管理費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 8款1項消防費、1目常備消防費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 2目災害対策費。

2番、室崎委員。

●室崎委員 ここでちょっとお聞きします。大した問題ではないので。

床潭だったと思うのだけれども、不発弾が発見されましたよね。何もなくて本当によかったですなと思います。それで、それに関してちょっと一、二気になったことがあったものですからお聞きいたします。

私だけの錯覚かなと思っていたのだけれども、何人かに言われたのでそうだったのでしよう、きっと。不発弾が発見されたので近づかんしてくれというようなことを何回も流しましたよね。そのたしか9時か10時頃、朝の時間だったと思うのだけれども、防災行政無線からそれが流れたのです。ところが同じときにIP告知に全く違うことが流れて両方がいわゆる被ってしまったのです。何言っているかさっぱり分からなかった。それで何かちょっと大変なことみたいだなというのは分かりましたので、片一方のほうは、ごくごく普段の何だかの会合がありますから来てくださいみたいなやつだったのです。それで、後から考えてみたら防災無線のほうも再放送、自分で勝手にできるのです。だけれども、そのときは私も慌てたのか思いつかなくて、IPのほうを一生懸命押したのです。IPは全然のんびりした話なのです。その後、また小1時間してから、また防災でもって言っていましたから、このことだというのはよかったです、IPにはとうとうこの件については流れなかったです。人によっては聞いてるだけでは十分ちょっと分からなくて、必ず再生してIPのほうを聞くのだというようなお年寄りも結構います。これ、IPで流すものは緊急のものは流さないと。そして、防災のときだけ緊急のものを流すとか、そういう基準になってるいるのでしょうか。私としては、特に今回の不発弾みたいな問題のときには、あらゆる手を使って、そして知らないでそこに行ってしまったりするような人を一人でも防がなければなりませんよね。そのあたりどういう仕

掛けになってるのかちょっと気になったものですから。

●委員長（佐藤委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 先般の不発弾の際の防災無線とIPですが、時間がかぶってしまって聞きづらかったという部分は、できるだけIPの定時放送から若干ずらした形で放送するとか、配慮するようには気をつけてはいたのですが、そのときにはばたばたした中でかぶってしまったということで、今後そういうことを十分配慮しながら、重ならないように放送するように注意をしてまいりたいと考えております。

それと、IPを流すものの取り決めというような部分でございますけれども、IPにつきましては、情報を残ってお知らせするような行事の予定ですとか、そういったものを主に使っておりまして、避難に関わる、例えば津波の避難ですとか、そういった部分ではIPは使用しておりません。というのは、優先でのものになりますので、断線の恐れがあるですか、ちょっと戸数が多いので、ある程度のブロックに分けて放送しているものですから、5分から10分くらいのタイムラグが生じてしまうというのもございますので、そういった緊急時の場合には使用しておりませんでしたが、ちょっとケースバイで、こういった広く周知すべきところ、時間的な余裕があつたりとかという部分では、そういったIPでの周知というのも含めて、今後整理して、皆様に広く周知できるようなことで心がけてまいりたいというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 分かりました。

地震が来た、津波が来るぞというときにはIPを使わないというのはよく分かります。有線弱いですから、そういうものには。ただ、今回のようなものは断線する問題ではないですよね。そうすると、やはり少しでもいろいろな方法を使って告知していかなければならぬ場合だと思いますので、そのあたり、今おっしゃっているので、私がまた同じことを言うのなんだけれども、やはり何というのか、臨機応変な対応というものができる体制を作っていくかないと、こっち側がボタン一つを押しておくと、1時間置きに流れるだけで、それ以上のことできませんというのでは困るわけです。いくらAIだろうが、そういうものの使いこなすのは人ですから、その点よろしくお願ひいたします。

その上でもう一つ、今回の不発弾騒ぎでもって、子どものときのことを思い出しまして、あまり言えるような確かな話ではないのですが、終戦のとき、戦争に負けたとき、ここは海軍の基地でしたよね。それで、機密書類だとか何とかどんどん焼いたみたいですよね。それからもう一つは、妙なものを置いておくと米軍が入ってきて、自分たちが何かやられるのではないかというような恐怖感はみんなあったようで、爆弾なんかを随分海中投棄したのだという噂が、子どもの頃、大人からはよく聞いたものです。多少なりともその可能性があるとすれば、今回のように網に不発弾が引っかかるということは、この後もないとは限らないですよね。

それから、どこかの空港で、これは意図的不発弾だそうですが、米軍の落とした爆弾が今になって滑走路で爆発しましたよね。厚岸は焼夷弾は落ちてないらしいです。みんな爆弾による爆撃だったようです。そうすると、そういう不発弾がどこかに眠っているかもしれないのですよね。だから、こういう今回のようなことがまたないとは言い切れないのではないかという気がするのです。

それで、みんながやはり心のどこかにそういうこともあるかもしれないということは、ちょっと頭の隅に置いておく程度には、やはり皆さんに告知したほうがいいのではないかという気がしましたので、これは余計なことなのですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 質問者はおっしゃいますとおり、過去にも床潭地区で幾度か不発弾が上がっているという事実もございますので、そういった危険物処理ということで、今回も北海道警察が主体になって、そういった処理に関する手続き等をしていただいておりますので、警察のほうとも相談しながら、町民にこういった不発弾を見つけてしまった場合の対応ですとか、可能性があるというようなことの周知についてちょっとするような方向で検討してまいりたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 他に2目ございませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

9款教育費、3目教育振興費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 2項小学校費、1目学校運営費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 2目学校管理費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 3目教育振興費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 3項中学校費、1目学校運営費。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 3目教育振興費。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 5項社会教育費、4目文化財保護費。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 5目博物館運営費。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 6項保健体育費、2目社会体育費。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 3目温水プール運営費。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 4目学校給食費。

7番、南谷委員。

●南谷委員 9款5項4目学校給食費、ここでお尋ねをさせていただきます。

器具の購入27万1,000円。提案理由にもあるのですけれども、なぜこの時期にこれだけのものが増額になるのか、どうなっているのか、この内容について、まず説明をしてください。

それから、賄い材料費268万7,000円、この要因でございます。なぜこの時点で、確かに米代も上がりましたし食材費も上がっていると思うのですけれども、ここで260万円計上されております。何が原因でこの260万円に至ったのか、この内容について説明をしてください。

●委員長（佐藤委員） 教委管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

まず、初めに質問のあった機械器具の購入27万1,000円の内容でございますが、これについては、食材の、給食を運ぶときに保温する食缶という保存する缶があるのでけ

れども、これが不良になってきたということで、これ二つ、14リットルのものを2缶購入させていただきました。9万4,000円でございます。そのほか、食材を調理する際に重量を測る防水防じんデジタル測り、こちらのほうを購入させていただきまして、これが11万6,000円。あとは給食センター内の食材ですとか、いろいろ運ぶ移動台、こちらが6万1,000円ということで、これらについては全て年度途中の故障に伴う購入というものでございます。

次に、賄い材料費268万7,000円の内容でございます。議員おっしゃられたとおり、米の価格がどんどん上がり、今年の秋口に関してはものすごい金額になりました。米に限って申し上げますと、年度当初、10キログラムの米で単価3,460円だったものが、今年の10月現在で6,048円と、174.8%ということに比較ではそういうふうになっております。

また、副食のおかずですけれども、これ、1食当たり155円だったもので想定していましたが、これが203円経費にかかっております。31%の増ということになっていますけれども、これについては、肉で5%の増、野菜で8%の増、すみません、これ約ですけれども、あと、調味料関係についても5%の増ということで、大体5%から8%増加してございます。

米、そして副食を合わせて平均して、7.93%の増加ということになっておりまして、これについては、やはり物価高騰によるもので、年度当初では想定しきれなかった部分というものになっております。

●委員長（佐藤委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 そうすると、副食費、材料費なのですけれども、人数が増えたからではなくて、あくまでも当初見ていたよりも想定以上に増えたということでよろしいでしょうか。

それから、これだけ物価高になって、子どもが栄養不足になっては困ると思うのです。その辺は大丈夫なのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 教委管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

これについては、児童生徒数はもう決まっておりますので、そこの部分が増えたからという部分ではありません。食材も増えたからという部分ではなく、これは物価高によるものということで押さえていただきたいと思います。

また、栄養価の関係ですけれども、学校給食はやはり貧相なものといったらあれですけれども、栄養価を考えて何カロリー以上というものがございます。そういうものをきちんと、所長、そして栄養教諭が連携して、そういうものの、会議を開きまして、そうしたら来月どういうものを使っていったらいいのだとか、頭を悩ませながら一生懸命頑張っていただいております。こここの部分については、やはり品質を抑えるのではなくて、そこを維持した中で、量の、質も維持した中で考えていかなくてはならないなと私

ども思っております。そういった面では、これまでどおりといいますか、そういった給食を目指していきたいと思っております。

●委員長（佐藤委員） 他に4目ございませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

11款1項公債費、1目元金。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 2目利子。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 12款1項1目給与費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 84ページから87ページまでは給与費明細書です。ございませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 以上で、歳出を終わります。

1ページにお戻りください。

第2条 債務負担行為の補正です。

債務負担行為については、5ページの第2表 債務負担行為補正と債務負担行為に関する調書補正となります。ございませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 再び1ページにお戻りください。

第3条 地方債の補正です。

地方債については、6ページの第3表 地方債補正と7ページの地方債に関する調書補正です。ございませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 総体的にございませんか。

2番、室崎委員。

●室崎委員 項目がないので、ここで総体についてと、総体に関わる問題ですので質問させていただきますが、今、国会でいろいろと論議されています、税制に関する話が毎日のように話が変わってくるので、まだどういうふうになるか分からぬと思いますが、いわゆる130万円の壁。これを178万円まで上げようという提案だったと思いますが、それで今動いてますよね。最終的にどのようになるか分かりませんが、原案というものが一番大きいのでしょうけれども、できてくると地方自治体の歳入に関わってくるという話を聞いておりまして、釧路市なんかは早々に懸念を数字を上げて言ってますよね。厚岸町では、今の段階で正確なことなんていふるのは分からぬ、大雑把な話しかできないのだけれども、どういう影響が出てくるのか、分かる範囲で結構ですが教えていただけないでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 税務課長。

●税務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

まだ国のほうも正確にこうなりますよということは決定していませんので、今の報道ベースで答えさせていただきますけども、所得税が103万円から178万円まで引き上げますという話が今出ております。そうすると、基礎控除額、所得税では48万円の所得税の基礎控除額を単純に75万円引き上げて123万円まで所得控除を増やしますという話であります。これをベースに、住民税の基礎控除というのは33万円なわけですけれども、これを単純に75万円引き上げた場合、釧路市のはうでは最大27億円というような記事が出ておりました。厚岸町はまだ試算はしておりませんけれども、全道の自治体、札幌市では3割相当という話もあります。釧路市は27億円ですので、割合にしますと、釧路市は36%という試算もしています。単純に厚岸町が同じような試算をしますと、今段階では3割ぐらいの影響額は厚岸においてもあるのではないかと試算しますと、今の町民税の令和6年度の11月末の調定額が4億6,000万円ですので、この3割影響を考えますと、1億3,800万円、この部分が税が減ってくる部分というふうに影響があります。私のほうからはそのお話をさせていただきます。

●委員長（佐藤委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

まず、この103万円の壁ということで、今税務課長のほうからもありました、103万円を超えると所得税がかかるということで、これが178万円に引き上げますと、所得税が減るという形になります。こちら、地方交付税のこれが原資というところで所得税と酒税、消費税というのが地方交付税の原資なのですけれども、今知事会でもこの所得税が減ることによって1兆円、これが交付税の原資がなくなると、そういった中では、この原資がないと自治体に配るお金がなくなると。そういった中では、先ほど税務課長か

らもありました、町税でいきますと1億3,000万円が減収になるということになりましたら、交付税の正確上で行きますと、収入額から需要額を差し引いてとなります。そういった中では、税が減るのであれば、その分もらえるのではないかと。ただ、そこが知事会でも逆にこれを壁を、なるのであれば交付税で補填していただくのだろうというところが今ちょうどやっている、報道でもやっている最中だということで、町といたしましても、やはり税の減、それと地方交付税の減というのが見込まれるとなりますと、この103万円の壁というところが、今どういった形で変わっていくのかなということは注視しているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 分かりました。いずれにしても目が離せないというところですよね。

これ、どんどん増えてくるのではないかというならのんびり構えていてもいいのだけれども、合わせると地方交付税も1億円くらい減るのではないかという予測が、最悪の、立つとなれば2億円ぐらい簡単に減ってしまう恐れにもなるわけです。そのところは分かりませんよね。地方交付税の原資が減れば、調整率でもってまたぎゅっと減らされる恐れもあるし。それから、かつて原資が減ったときには、その分国のはうが補填して何とかしのいだこともありますので、そこらは期待できるのかできないのかさっぱり分からないので、いずれにしても、また新しくそういうものがある程度めどがついてきたら、議会のはうにもその旨説明をしてください。よろしくお願いします。

●委員長（佐藤委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

報道でのことでありますので確定なことは分かりません。そういう中では、確実なものは出てきた段階では、税、それとそれが町財政にどういうような影響を与えるかということでありましたら、ぜひ議会のはうにも報告をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

休憩します。

午後4時39分休憩

午後4時42分再開

●委員長（佐藤員） 再開いたします。

次に、議案第76号 令和6年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

なお、議案第76号からの審査の進め方は、款、項により進めます。

1ページ、第1条は、歳入歳出予算の補正です。

2ページ、3ページは、第1表 歳入歳出予算補正です。

4ページ、5ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

6ページ、歳入から進めてまいります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 6款繰入金、1項一般会計繰入金。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、8ページ、歳出に入ります。

1款総務費、1項総務管理費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 5項特別対策事業費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 6款2項保健事業費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 12ページから14ページまでは給与費明細書です。ございませんか。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） 以上で、歳出を終わります。
総体的にございませんか。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
次に、議案第77号 令和6年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。
1ページ、第1条は、歳入歳出予算の補正です。
2ページ、3ページは、第1表 岁入歳出予算補正です。
6ページ、7ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書です。
8ページ、歳入から進めてまいります。
2款使用料及び手数料、1項使用料。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） 2項手数料。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） 4款道支出金、1項道補助金。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） 5款繰入金、1項一般会計繰入金。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） 8款諸収入、1項雑入。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 9款1項町債。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、10ページ、歳出に入ります。

1款総務費、1項総務管理費。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 2款水道費、1項水道事業費。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 4款1項公債費。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 16ページから18ページまでは、給与費明細書です。ございませんか。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 以上で、歳出を終わります。

1ページにお戻りください。

第2条地方債の補正です。

地方債については、4ページ、第2表 地方債補正と、5ページ、地方債に関する調書補正です。ございませんか。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 総体的にございませんか。

(なし)

●委員長（佐藤委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありません

か。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第78号 令和6年度厚岸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

1ページ、第1条は、歳入歳出予算の補正です。

2ページ、3ページは、第1表 歳入歳出予算補正です。

4ページ、5ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書となります。

6ページ、歳入から進めてまいります。

3款分担金及び負担金、1項負担金。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 4款国庫支出金、1項国庫負担金。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 2項国庫補助金。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 5款1項支払基金交付金。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 6款道支出金、1項道負担金。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 2項道補助金。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 7款財産収入、1項財産運用収入。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 8款繰入金、1項一般会計繰入金。ございませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 10款諸収入、2項雑入。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、10ページ、歳出に入ります。

1款総務費、1項総務管理費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 3項介護認定審査会費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 2款保険給付費、1項介護サービス等諸費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 4款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 5款1項介護給付費準備基金費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 8款サービス事業費、1項居宅サービス事業費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 16ページから18ページまでは、給与費明細書です。ございませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 以上で、歳出を終わります。

総体的にございませんか。

(なし)

●委員長（佐藤委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第79号 令和6年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

1ページ、第1条は、歳入歳出予算の補正です。

2ページ、3ページは、第1表 岁入歳出予算補正です。

4ページ、5ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書となります。

6ページ、歳入から進めてまいります。

3款繰入金、1項一般会計繰入金。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、8ページ、歳出に入ります。

1款総務費、1項総務管理費。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 2項徴収費。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 2款1項後期高齢者医療広域連合納付金。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 以上で、歳出を終わります。

総体的にございませんか。

(なし)

●委員長（佐藤委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号 令和6年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算を議題といたします。

1ページ、第1条は、歳入歳出予算の補正です。

2ページ、3ページは、第1表 岁入歳出予算補正となります。

4ページ、5ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書となります。

6ページ、歳入から進めてまいります。

1款サービス収入、1項介護給付費収入。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 2項自己負担金収入。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 7款1項繰入金。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 8款諸収入、1項雑入。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、8ページ、歳出に入ります。

1款サービス事業費、1項施設サービス事業費。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 6款諸支出金、1項償還金及び還付金。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 12ページから14ページまでは、給与費明細書です。ございませんか。

(なし)

●委員長（佐藤委員） なければ、以上で歳出を終わります。
総体的にございませんか。

(なし)

●委員長（佐藤委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
次に、議案第81号 令和6年度厚岸町水道事業特別会計補正予算を議題といたします。
最初に、1ページ、第2条、業務の予定量の補正です。
次に、第3条、収益的収入及び支出の補正です。
10ページ、令和6年度厚岸町水道事業会計補正予算説明書をお開きください。
収益的収入から進めてまいります。
1款水道事業収益、1項営業収益。
7番、南谷委員。

●南谷委員 1款1項2目の受託工事収益。2節の手数料、金額のマイナス38円の計上でございます。例の議案に関係する分、当初予算で計上された令和6年度の分、その分をそれぞれ償還すると、こういう理解でよろしいでしょうか。減額するというか。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えいたします。
今回のこの手数料に関しては、給水条例の消費税の減額に伴って、消費税分の予定期

数の減額ということの内容になります。

●委員長（佐藤委員） 2項営業外収益。

7番南谷委員。

●南谷委員 ここの中でも消費税還付金4万4,000円の計上がございます。これも先ほどの原因が起因しているという理解をいたしました。ただ、この還付作業でございます。先ほどの農業用水道、これから始まる下水道もそうなのですけれども、相当の件数、それから金額は大したことではないのですけれども、今年、税務課のほうで4万円の控除の関係の作業がありました。その作業を、件数とか、それよりも今回の作業は調査をしていくデータがコンピュータに入っているわけではございませんから、打ち込み作業から何から、作業ボリュームというものは相当なものだと私は推測いたします。そういう部分では、返還金額はある程度見えるのですけれども、人件費、税務課のほうでは国から助成をもらって、臨時で職員を増員しています。水道課のほうも、私は大変な作業がこれから始まると思います。せっかく返還するのに間違ったり、訂正の訂正なんていふのは大変ですから、これから事務量、どうなっていくのかも含めて、人の増員とかも必要がないのかどうか、この辺の関係について説明をしてください。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） 今、南谷委員がおっしゃられた、この8目の消費税還付というのは、これら、その還付とは別な項目で、消費税計算に伴う消費税還付が生じたための増ということで、おっしゃられている内容については、特別損失という11ページの部分になるのですが、それらが手数料の払い戻し金になる部分という内容の部分に当たる部分になると思いますので、そこだけは訂正させていただきます。

それで、人件費というのでしょうか、還付作業、これが膨大な件数に、2,000件というような感じになりますので、大変な作業になると思います。我々としては、今、照合作業はちょっと進めながらやっているのですが、当然のことながら、今いる職員だけに対応するのはちょっと難しい部分が出てくるかなというふうに考えてございます。それと、あと作業に関わる照合作業だとか、そういうものに関しては、給水台帳等も見比べていく部分であったりとか、今ある過去のデータとの住所等の作業、それらもちょっとかなり時間を要する部分になると思います。場合によって、会計年度の人手の雇用であったり、ちょっと考えないといけない部分。あと、返す部分については、同じ間違いをしていかないためには、間違いないような対策と、一部システムの導入とか、そういうものも考えられてくると思いますが、それらに対しては、今回計上をさせていただいている部分については、還付の部分にのみしか対応できなかつたものですから、今後の補正等で対応させていただきたいというふうに考えてございますので、もう少々考える時間をいただきながら対応してまいりたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 7番南谷委員。

●南谷委員 大変失礼しました。消費税というから、通常消費税、理解しました。11ページのほうの関係で、70万円の計上、ここだと改めて失礼いたします。これで70万円ですけれども、件数と約70万円というけれども、この数字どのくらいなのか、今の予定では。

(「まだそこまで行っていない」の声あり)

●委員長（佐藤委員） 2項、その他ございませんか。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 3項特別利益。ございませんか。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 以上で、収益的収入を終わります。

次に、収益的支出に入ります。

1款水道事業費用、1項営業費用。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 2項営業外費用。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 3項特別損失。

7番、南谷委員。

●南谷委員 先ほど述べたとおりでございます。大変失礼いたしました。

ここで70万円の計上なのですけれども、件数とどのくらいの数字になるのか、70万円ぴったり上がっているのですけれども、これはあくまでも返還の数字だよと、今後どのくらいの、人のことも含めて、きちんと再度間違いないように精査をするための配置も含めて、しっかり取り組んでいただきたいと思いますがいかがですか。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えいたします。

これは水道事業の還付分、今分かっている19年までの分として、2,201件、金額としては67万2,090円なのですが、それよりも以前の方もいらっしゃいますので、予算としては少し多めに計上させていただいているというような状況になります。

●委員長（佐藤委員） 以上で、収益的支出を終わります。

1ページにお戻りください。

第4条、資本的収入及び支出の補正です。

12ページをお開きください。

資本的収入から進めてまいります。

1款資本的収入、1項企業債。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 2項補助金。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 3項補償金。ございませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 以上で、資本的収入を終わります。

次に、資本的支出に入ります。

1款資本的支出、1項建設改良費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 2項企業債償還金。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 以上で、資本的支出を終わります。

2ページをお開きください。

第5条、企業債の補正です。

次に、第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正です。

3ページと4ページは、補正予算実施計画です。

5ページは、予定キャッシュフロー計算書です。

6ページから9ページまでは、給与費明細書です。

13ページから16ページまでは、予定貸借対照表と注記です。ございませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 総体的にございませんか。

(なし)

●委員長（佐藤委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第82号 令和6年度厚岸町下水道事業会計補正予算を議題といたします。

最初に、1ページ、第2条、業務の予定量の補正です。

次に、第3条、収益収入及び支出の補正です。

12ページ、令和6年度厚岸町下水道事業会計補正予算説明書をお開きください。

収益的収入から進めてまいります。

1款下水道事業収益、2項営業外収益。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 3項特別利益。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 以上で、収益的収入を終わります。

次に、収益的支出に入ります。

1款下水道事業費用、1項営業費用。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 2項営業外費用。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 3項特別損失。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 以上で、収益的支出を終わります。

1ページにお戻りください。

第4条、資本的収入及び支出の補正です。

15ページをお開きください。

資本的収入から進めてまいります。

1款資本的収入、1項企業債。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 2項補助金。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 4項他会計補助金。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 7項負担金等。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 以上で、資本的収入を終わります。

次に、資本的支出に入ります。

1款資本的支出、1項建設改良費。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 2項企業債償還金。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 以上で、資本的支出を終わります。

2ページをお開きください。

第4条の2、特例的収入及び支出の補正です。

第5条、継続費の補正です。

継続費については、11ページの継続費に関する調書となります。

第6条、企業債の補正です。

次に、3ページ、第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正です。

4ページと5ページは、補正予算実施計画です。

6ページは、予定キャッシュフロー計算書です。

7ページから10ページまでは、給与費明細書です。

17ページから20ページまでは、予定貸借対照表と注記となります。ございませんか。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 総体的にございませんか。

(なし)

●委員長（佐藤委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第83号 令和6年度厚岸町病院事業会計補正予算を議題といたします。

最初に、1ページ、第2条、業務の予定量の補正です。

次に、第3条、収益的収入及び支出の補正です。

12ページ、令和6年度厚岸町病院事業会計補正予算説明書をお開きください。

収益的収入から進めてまいります。

1款病院事業収益、1項医業収益。

7番、南谷委員。

●南谷委員 ここで、1目の入院収益、829万6,000の減額。延べ人数でも730人の減となっています。このマイナスとなった要因について、どういう状況なのか説明をしてください。

また、2目外来収益。こっちが3,334万円マイナス。外来収益のほうも、延べ人数が7,290人減となっております、当初予算よりも。この要因について、それぞれ説明をしてください。

●委員長（佐藤委員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） お答えさせていただきます。

まず、入院収益の部分につきましては、患者数が730人ほど、延べ、減っているということで、大きな要因につきましては、外科の患者さんが減ったというのが大きな要因になってございます。

次に、外来収益でございますけれども、総体的な患者数が7,290人減ということで、1日当たりすると30人なのですけれども、これにつきましては、内科のほうの部分でい

きますと、新型コロナの患者さんが大きく減っているということがあって、これの影響があるのと、あとは人工透析の部分で、今、人数が減ってきておりまして、その分が大きな減収になっているということになります。

加えて、外科外来ですけれども、今、隔週でもって診療しているものですから、その分が減っているということで、総体的な人数がこれに影響してくるというような状況になつてございます。

いずれにしましても、このほかに、やはりどうしても人口が減ってきてているということなので、それらについて全体的に患者さんが減っているということがあって、外来収益も減っているというような状況になっているという、今現在の状況になつてございます。

●委員長（佐藤委員） 他に1項はございませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

2項医業外収益。

7番、南谷医院。

●南谷委員 ただいまの説明、収益のほうでは減になっているよということが明らかでございます。2項の医療外収益。4目、ここの中で他会計からの補助金が1,800万7,000円。それから5目でもって他会計からの負担金が1億3,092万1,000円。さらには6目で、負担金・交付金の関係で727万5,000円。この三つの合計で1億4,929万3,000円の計上となっております。大体、この1億4,900万円という数字なのですけれども、昨年とやや同額というふうに理解をしております。事業収益は、先ほど聞きましたけれども、減額になっているよと。しかしながら、他会計からの、一般会計からの繰入のほうは、ほぼ同額ですよと。そうすると、財源不足をして年度末にはマイナスなのかという勝手な推測をしたのですけれども、この辺の見通しについて説明をしてください。

●委員長（佐藤委員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 今、委員のほうから説明がありました内容につきましては、数字的にはそのままの、去年とほぼ同じような流れになっているということでございまして、今現在の状況で行きますと、この補正予算後で行きますと、今、経常収支がマイナスの1億227万5,000円が赤字となる予算計上となってございます。なので、今回一般会計からの繰入で頂いているのが、総体で行きますと5億3,800万円という数字になつてございますので、これに先ほどのマイナスになっている部分が乗っかかるということになると、収支で合わせると、去年と同じような数字になると、約6億円台の数字になるということになりますので、今現在はそういう見込みでございますけれども、今後、感染症の状況ですとか、外来の患者の状況によって、ここ、また大きく変わります

ので、それにつきましては、3月の補正でもって、また説明していきたいなというふうに考えてございます。

●委員長（佐藤委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 大雑把で、あまりよく頭の回転、回らないのだけれども、今の時点では、令和5年と大体同じような推移をするだろうと、現時点で対比すれば、最終的に年度末の繰入れも含めて、同じような推移をしているという判断でよろしいのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 収支の部分で行きますと、大体去年と同じような流れで行きますけれども、ただ、昨年と違うのが、まず医療提供体制を組むに当たって人件費が増えているのと合わせて、今、看護師のほうの人員が少し減って、要は育児休暇ですか、そういったことがあって、今、欠員の部分を派遣看護師でもってクリアしているということもございますので、その辺が去年と違うところがそういう数字が出てきていますので、そこが去年と需要額が違うということになりますけれども、最終的には、患者の状況で収益も出てきますので、そのバランスという形になりますけれども、そういったことも加味すると、去年とまた同じような数字になるのではなかろうかというふうに押さえているということでございます。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

以上で、収益的収入を終わります。

次に、収益的支出に入ります。

1款病院事業費用、1項医業費用。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 2項医業外費用。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 以上で、収益的支出を終わります。

1ページへお戻りください。

第4条、資本的収入及び支出の補正です。

15ページをお開きください。

資本的収入から進めてまいります。

1款資本的収入、2項補助金。ございませんか。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 以上で、資本的収入を終わります。

次に、資本的支出に入ります。

1款資本的支出、1項建設改良費。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 以上で、資本的支出を終わります。

2ページをお開きください。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正です。

次に、第6条、他会計からの補助金の補正です。

3ページと4ページは、補正予算実施計画です。

5ページは、予定キャッシュフロー計算書です。

6ページから11ページまでは、給与費明細書です。

16ページから18ページまでは、予定貸借対照表と注記となります。ございませんか。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 総体的にございませんか。

(なし)

●委員長（佐藤委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、令和6年度各会計補正予算審査特別委員会に付託された補正予算9件の審査は、終了いたしました。

よって、令和6年度各会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

午後5時13分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和6年12月12日

令和6年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長